

関市女性が働きやすい職場認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、市が女性が働きやすい職場を認定することにより、事業所等の働きやすい環境の整備の推進を図り、もって働く女性が活躍できる社会の実現を目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 女性が働きやすい職場 女性が働きやすい環境の整備に積極的に取り組む事業所等として市長が認定するものをいう。

(審査対象事業所等)

第3条 女性が働きやすい職場の認定に係る審査の対象となる事業所等(以下「審査対象事業所等」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業所等とする。

- (1) 女性が働きやすい環境の整備(以下「環境整備」という。)に積極的に取り組んでいること。
- (2) 次条の規定による申請時において、市内に事業所等が所在し、かつ、今後1年以上市内に所在する意思があること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

(申請)

第4条 女性が働きやすい職場の認定を受けようとする事業所等(以下「申請者」という。)は、関市女性が働きやすい職場認定申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 関市女性が働きやすい職場認定チェックシート(別記様式第2号。以下「チェックシート」という。)
- (2) 事業所等の概要が具体的に確認できる書類

2 前項の場合において、申請者は、審査対象事業所等に該当しなければならない

い。

(認定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる事項を審査し、相当と認めるときは、女性が働きやすい職場として認定するものとする。

- (1) 申請書及びチェックシートの記載内容
- (2) 環境整備等の実施状況
- (3) 別に定める女性が働きやすい職場の認定基準の充足状況

2 前項の場合において、市長は、次に掲げる階級に区分して認定するものとする。

- (1) S (女性が働きやすい職場として非常に優良であり、かつ、国又は岐阜県の女性の活躍の推進に係る認定で市長が認めるものを受けている。)
- (2) A A A (女性が働きやすい職場として非常に優良である。)
- (3) A A (女性が働きやすい職場として優良である。)
- (4) A (女性が働きやすい職場である。)

3 前項に掲げる階級の判定基準は、市長が別に定める。

4 市長は、第1項の規定による審査を社会保険労務士の資格を有する者に委託することができる。

5 市長は、第1項の規定による認定(以下「認定」という。)をするときは、あらかじめ、次条の審査会の意見を聴かなければならない。

(関市女性が働きやすい職場認定審査会)

第6条 認定をすることの適否について審査するため、関市女性が働きやすい職場認定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、会長、副会長及び委員5人をもって組織する。

3 会長は、副市長をもって充てる。

4 副会長は、協働推進部長をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 協働推進部市民協働課長

- (2) 産業経済部商工課長
- (3) 健康福祉部子ども家庭課長
- (4) 健康福祉部福祉政策課長
- (5) 健康福祉部高齢福祉課長

7 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長は、会議の議長となる。

8 審査会の庶務は、協働推進部市民協働課において処理する。

(認定証の交付)

第7条 市長は、認定をしたときは、申請者に関市女性が働きやすい職場認定証(別記様式第3号。以下「認定証」という。)を交付するものとする。

(認定証の表示)

第8条 前条の規定による交付(第10条第4項の規定による交付を含む。)を受けた申請者(以下「認定事業所等」という。)は、認定証を次に掲げる方法により表示することができる。

- (1) 事業所等内の見えやすい場所への配置
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板その他の広告(電磁的方法を含む。以下同じ。)への掲載

(認定証交付整理簿)

第9条 市長は、認定証の交付に係る事務の適正な処理を図るため、女性が働きやすい職場認定証交付整理簿を備え、認定事業所等の名称、所在地、有効期限その他必要な事項を記録しなければならない。

(有効期限等)

第10条 認定の有効期限(以下「有効期限」という。)は、認定をした日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

2 認定事業所等は、有効期限の延長をしようとするときは、関市女性が働きやすい職場認定有効期限延長申請書(別記様式第4号)により、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、3年を超えない範囲内で有効期限を延長するものとする。

4 市長は、前項の規定により有効期限を延長したときは、第2項の規定による申請をした認定事業所等に当該延長に係る認定証を交付するものとする。

(変更の届出)

第11条 認定事業所等は、有効期限内において、申請書又は関市女性が働きやすい職場認定有効期限延長申請書の内容（事業所等の所在地、名称及び業種に限る。）に変更が生じたときは、関市女性が働きやすい職場認定変更届出書（別記様式第5号）により市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第12条 市長は、認定事業所等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該認定事業所等に対し、認定を取り消した旨及びその理由を文書により通知するものとする。

- (1) 事業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 認定基準に該当しなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が認定を適当でないとしたとき。

2 前項の規定により認定を取り消された事業所等は、速やかに、認定証を市長へ返還するとともに、パンフレット、チラシ、ポスター、看板その他の広告への掲載を中止しなければならない。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第126号）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別記様式第3号の規定は、この告示の施行の日以降に交付する関市女性が働きやすい職場認定証について適用し、同日前に交付した関市女性が働きやすい職場認定証については、なお従前の例による。